

湯沢町 宿泊税 導入検討委員会

— 第1回 —

令和8年4月27日



君と一緒に暮らす町

1 湯沢町宿泊税導入検討委員会について

2 湯沢町の観光の目標像と計画

3 湯沢町の観光の現状と課題

4 宿泊税の使途

5 宿泊税制度設計の骨子

6 次回の検討委員会に向けて

1.湯沢町宿泊税導入検討委員会について

検討委員会の目的

これまでの検討経緯の概略

検討委員会の位置づけ

検討委員会の開催スケジュールと検討内容(案)

新潟県の最南端部に位置する湯沢町は、魚野川や清津川などの清流が北流し、谷川岳や苗場山などの雄大な山々に囲まれた、四季が織りなす美しい自然が豊かな町です。上越新幹線や関越自動車道など、高速交通環境にも恵まれていることから、毎年、多くの方々が観光に訪れています。

しかし、これからも長きにわたり湯沢町を訪れる方に満足していただける町であり続けるためには、乗り越えなくてはならないいくつもの課題があります。変化していく社会情勢に適応し、インバウンド需要やオーバーツーリズムへの対応を進める必要があるほか、湯沢町独自の課題として、グリーンシーズンの魅力を磨き上げた通年型観光のさらなる促進や、観光産業に携わる事業者の方々が持続的かつ安定的に事業を営み続けるための構造改革などにも取り組んでいく必要があります。

そのため、湯沢町では「湯沢町観光振興計画」を策定し、「あたたかい“雪と人”が出迎える 世代を超えて記憶に残るまち 湯沢」を目指して、観光まちづくりを戦略的に推し進めてきました。しかしながら、人口減少や少子高齢化といった全国的な社会課題の進行するこの時代に、湯沢町もまた、限られた財源で教育・福祉・インフラ整備といったあらゆる行政課題に対応していかなければなりません。

そのような中であっても、より豊かで充実した観光の町を作り上げていくためには、持続的・安定的な自主財源を確保していく必要があります。本委員会は、そのような湯沢町の観光振興や観光課題の解消を目指す新たな財源として、宿泊税の導入を検討するために設置するものです。

これまでの検討経緯の概略

令和2年10月

湯沢町観光協会長より湯沢町へ
「観光財源検討委員会設置のお願い」提出

令和3年1月～

・湯沢町観光振興財源に関する勉強会
・庁内検討、議会説明 等

令和6年6月

町長が観光自主財源導入に取り組むことを記者発表

令和6年6月～

湯沢町観光まちづくり機構 各エリア・各部会と意見交換

令和6年11月～

「宿泊税に関するアンケート調査」等の実施

令和7年12月

議員全員協議会にて宿泊税導入検討委員会の設置を説明

令和7年12月～

宿泊税導入検討委員会準備会の立ち上げ

湯沢町宿泊税導入検討委員会準備会

宿泊税導入検討委員会で検討する宿泊税の用途や制度設計の内容を整理する。令和7年12月から令和8年3月まで少人数で集中的に開催。



湯沢町宿泊税導入検討委員会

上記準備会が整理した内容をもとに検討を行い、宿泊税の用途や制度設計の案を策定する。検討内容は町内の事業者にも共有し、幅広い合意形成を図る。



有識者会議

検討委員会で策定された案をもとに、町長が諮問する。会議は学識経験者や民間事業者で構成し、専門的かつ幅広い視点から審議し、町長へ答申する。

条例案の提出・条例制定

有識者会議の答申を受け、町長が議会へ条例案を提出。



総務大臣との協議・同意

条例が可決された後、総務大臣との協議を行い、総務大臣の同意を得ることで、法定外目的税として課税可能となる。

1. 条例制定の必要性【地方税法第3条第1項】

地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2. 総務大臣同意の必要性【地方税法第731条第2項】

道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

導入に向けた全体スケジュール(予定)

年	月	予定
令和8年	4月	第1回検討委員会
	5月	宿泊事業者アンケート 第2回検討委員会
	6月	webアンケート（湯沢来訪者） 各エリア・各部会への説明・情報共有
	7月～	第3回検討委員会
		第4回検討委員会
	秋～	第1回有識者会議
		第2回有識者会議 パブリックコメント(30日間)
冬～	条例案上程	
令和9年	-	総務省との協議（通常3ヶ月程度）
		総務大臣同意
令和9年以降	-	徴収開始

検討委員会の開催スケジュールと検討内容(案)

回	時期	検討内容(案)
第1回	令和8年4月27日	(1) 検討委員会について(目的・これまでの経緯・導入スケジュール等) (2) 湯沢町の観光の目標像と計画 (3) 湯沢町の観光の現状と課題 (4) 宿泊税の使途(案) (5) 宿泊税制度設計の骨子(案) (6) 次回の検討委員会に向けて
第2回	令和8年5月下旬	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 宿泊税の使途(事業者意見反映) (3) 宿泊税制度の骨子(事業者意見反映) (4) 入湯税と宿泊税の使途のすみ分け (5) 関係者ヒアリング・意見聴取
第3回	令和8年7月上旬	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 宿泊税の使途(検討委員会案確定) (3) 宿泊税制度の骨子(検討委員会案確定) (4) 検討委員会としての提言
第4回	令和8年7月下旬	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 検討委員会最終報告書の確定
第5回以降	未定	第4回までの進捗に応じて開催を検討

1. 宿泊税導入の必要性について

- 2 湯沢町の観光の目標像と計画
- 3 湯沢町の観光の現状と課題

2. 宿泊税の使途(案)の方向性・考え方の妥当性について

- 4 宿泊税の使途

3. 宿泊税の制度設計(案)の妥当性について

- 5 宿泊税の制度設計の骨子

4. その他委員からの意見について

2.湯沢町の観光の目標像と計画

観光まちづくりの理念を示す「湯沢町観光振興計画」

湯沢町観光振興計画に掲げる目標像と基本方針

湯沢町観光振興計画の戦略

湯沢町観光振興計画の取り組み状況とこれからの課題

観光まちづくりの理念を示す「湯沢町観光振興計画」

湯沢町観光振興計画とは

湯沢町が目指す地域像、観光まちづくりの理念を示すもの

現行計画の期間

令和4年度から令和13年度まで

計画の役割(抜粋)

「共通の目標づくり」と「計画性の担保」



湯沢町が今後も魅力ある「観光の町」であり続けるためには、「湯沢町観光振興計画」の確実な推進が必要です。

計画に掲げた課題に戦略的に取り組み、目標像の実現を目指していくことが求められています。

湯沢町観光振興計画に掲げる目標像と基本方針

湯沢町観光振興計画では、観光まちづくりの「目標像」と「4つの基本方針」を示しています。

目標像

あたたかい“雪と人”が出迎える

世代を超えて記憶に残るまち・湯沢

四季を楽しむ
通年型観光

雪国文化と
自然環境保全

基本
方針

利用者目線のおもてなし

次世代へ繋ぐ
誇りある観光

湯沢町観光振興計画の戦略

観光振興計画に掲げた目標像を実現するため、基本方針に基づき8つの戦略を立てています。

目標像実現のための8つの戦略

- 湯沢町の魅力の底上げ・掘り起こし・磨き上げに関する取組
- 湯沢町の基幹産業である観光産業の強化を図る取組
- 磨き上げた魅力や取組を効果的に内外に発信する取組
- 効果的な観光振興を進めるための基盤づくりに関する取組

戦略1 湯沢も広域も！オールシーズン楽しめる仕組みづくり

戦略2 世界を見据えた国際競争力の高いスノーリゾートづくり

戦略3 居心地の良い景観・街並みの整備

戦略4 利用者目線での受け入れ環境整備

戦略5 町内外が一体となって行う自然環境の保全

戦略6 観光産業の構造改革・生産性の向上

戦略7 “戦略的な”情報発信と内外プロモーションの実施

戦略8 効果的な観光振興を進める上での基盤整備

湯沢町観光振興計画の取り組み状況とこれからの課題

戦略1

湯沢も広域も！オールシーズン楽しめる仕組みづくり

資料1
参照

例 1-6.広域で周遊できる仕組みやコンテンツづくり(広域サイクルルートやトレイル等の活用)

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
湯沢町・南魚沼市・魚沼市連携自転車活用推進協議会における雪国魚沼 Golden Cycle Route(GCR)	2023-	・湯沢町	・2市1町協議会でGCRの取り組みを推進	NCR指定を目指し走行環境の整備及びサイクルツーリズムの促進を図る。
雪国観光圏の戦略会議・ワーキングでコンテンツづくり	2022-	・湯沢町 ・湯沢町観光まちづくり機構	スノーカントリートレイル、雪国リトリート、「帰る旅」などのコンテンツ整備の推進	継続的なコンテンツ整備とアップデート

戦略4

利用者目線での受け入れ環境整備

例 4-1.シーズンごとの利便性を考慮した二次交通の整備

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
地域公共交通活性化協議会の開催 湯沢町地域移動環境計画の実現	2024-	・湯沢町	湯沢町地域移動環境計画を策定しサービスレベルを設定。	設定したサービスレベル実現
路線バスのキャッシュレス化を整備	2025-	・湯沢町	湯沢町地域公共交通キャッシュレス化推進事業費補助金による支援。	キャッシュレス化の拡大や通信環境の改善

湯沢町観光振興計画の取り組み状況とこれからの課題

戦略6 観光産業の構造改革・生産性の向上

例 6-2.DX(デジタルトランスフォーメーション)などを意識した観光関連産業の生産性向上

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
CRMの確立 (顧客情報の入手とサービス提供)	2025-	・湯沢町観光まちづくり機構	CRM導入	CRM活用
ゆざわマッチボックスの開始、セルフソーシングの導入促進	2022-	・湯沢町	「ゆざわマッチボックス」導入	普及拡大による町内事業所の繁忙期人手不足の解消

戦略7 “戦略的な”情報発信と内外プロモーションの実施

例 7-1. 利用者目線の情報発信と費用対効果を意識したプロモーションの戦略的实施

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
インバウンド向けの情報発信 インバウンド向けのデータ活用	2026-	・湯沢町観光まちづくり機構	新潟県インバウンド推進協議会等に参加	各地区、各事業でターゲットを設定
費用対効果の高いプロモーション	2026-	・湯沢町観光まちづくり機構	シーズン別プロモーションの実施	プロモーション戦略を策定し費用対効果の高いプロモーションを検討していく。

湯沢町観光振興計画の取り組み状況とこれからの課題

戦略8 効果的な観光振興を進める上での**基盤整備**

例 8-2.観光統計の整備とマーケティングの実施

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
消費額調査	2019-	・湯沢町	従来の駅での対面調査に加え ネット調査を実施	対面調査の継続
ブログウォッチャーの導入	2025-	・湯沢町 ・湯沢町観光まちづくり機構	「おでかけウォッチャー」を導入	マーケティング等へのさらなる活用



湯沢町の観光の現在地

湯沢町観光振興計画に基づき
観光まちづくりを進めているところだが、
 計画の実現には**さらなる取り組みと**
裏付けとなる財源が必要

3.湯沢町の観光の現状と課題

環境の変化に伴う観光課題

湯沢町の観光の目指す姿と観光課題への対応

観光を支える各主体に期待される役割

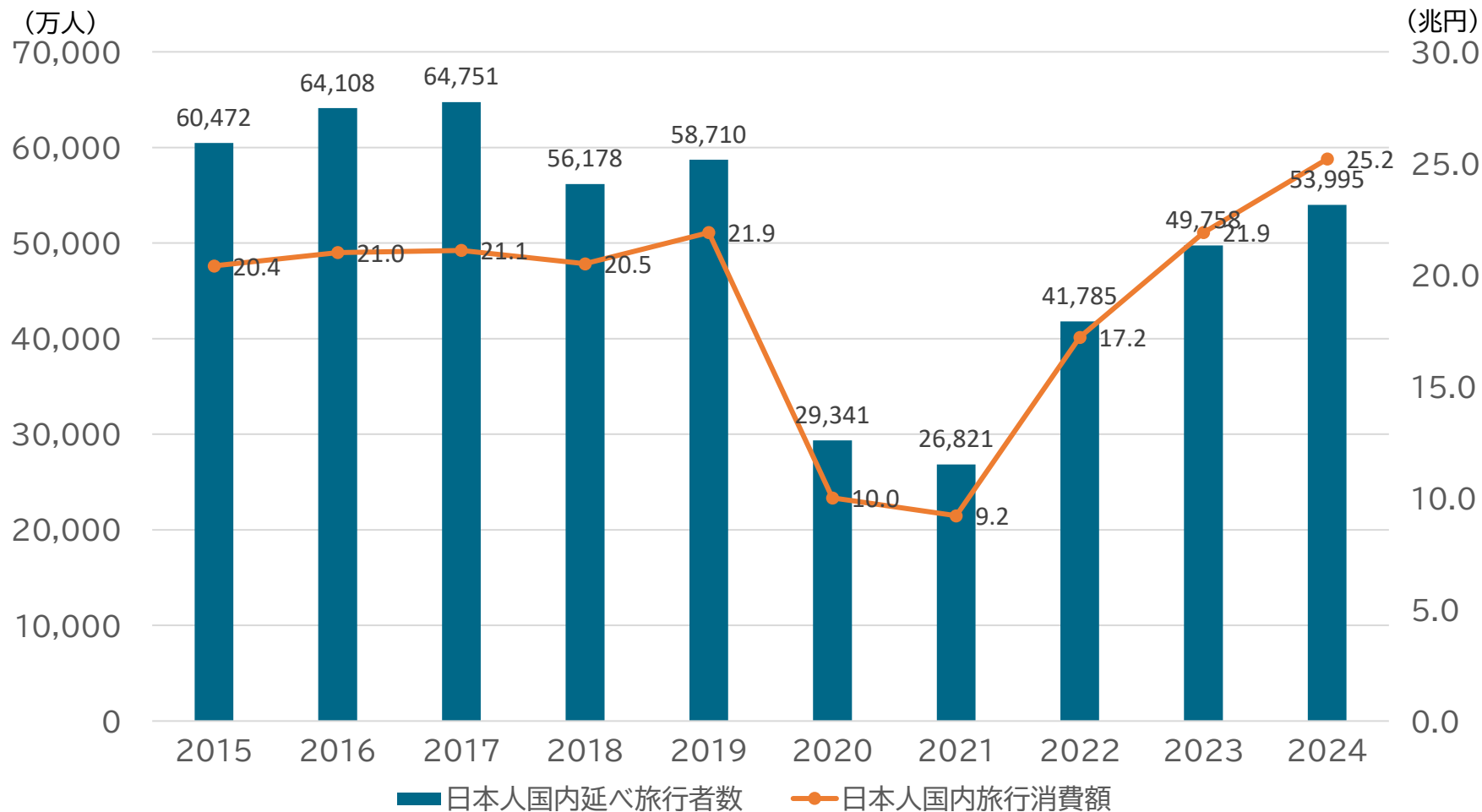
観光関連予算をどのように確保するか

環境の変化に伴う観光課題

～コロナ禍以降の日本人観光客の動向～

日本国内における日本人旅行者数は横ばいから減少傾向にあります。コロナ禍を経て2022年以降は回復傾向にあります。旅行者数は従前の水準には至っていないのが実情です。一方で、消費額はコロナ禍前の水準を上回っています。

図 日本人国内延べ旅行者数と国内旅行消費額の推移



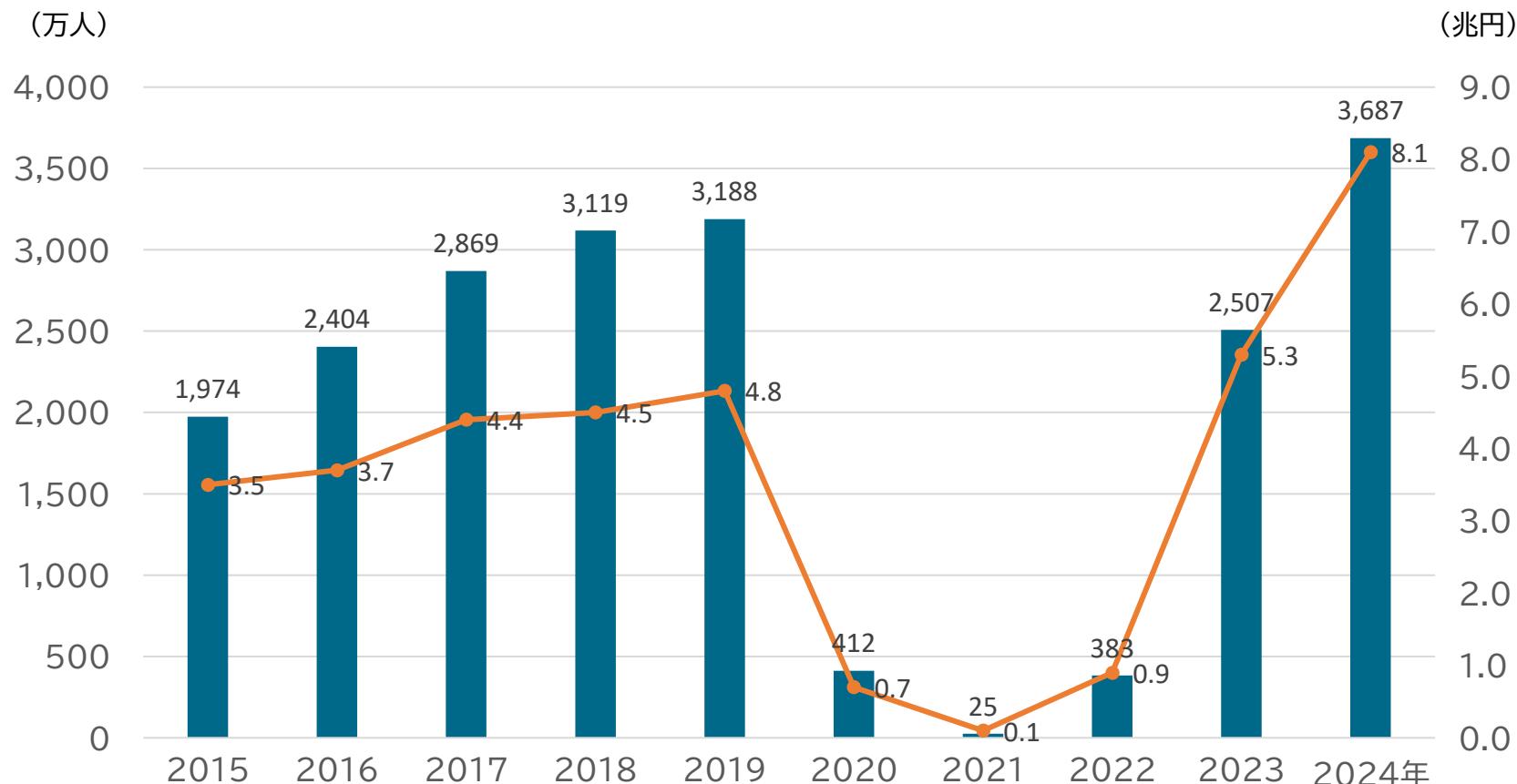
出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」

https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo/shohidoko.html

環境の変化に伴う観光課題 ～外国人観光客の動向～

訪日外国人観光客数は、2010年代に急激に増加し、2019年には約3,200万人にまで達しました。コロナ禍後も急回復を見せ、2024年にはコロナ禍前を上回る約3,700万人が来訪しました。

図 訪日外国人旅行者数と訪日外国人旅行者による消費額の推移



出典:国土交通省「観光白書」

■ 訪日外国人旅行者数

● 訪日外国人旅行者による消費額

注1:2017年までは空港を利用する旅客を中心に調査を行っていたが、短期滞在の傾向があるクルーズ客の急増を踏まえ、2018年からこうした旅客を対象とした調査も行い、調査結果に反映したため、2018年以降と2017年以前の数値との比較には留意が必要である。

注2:新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年においては4-6月期、7-9月期、10-12月期の調査を中止し、1-3月期の調査結果を用いて、2020年年間値を試算した。また2021年については、1-3月期、4-6月期、7-9月期の調査を中止し、10-12月期の調査結果等を用いて、2021年年間値を試算した。そのため、2019年以前の数値との比較には留意が必要である。

注3:新型コロナウイルス感染症の影響により、2022年は1-3月期、4-6月期、7-9月期を試算値として公表した。そのため、年間の値についても試算値であることに留意が必要である。

観光庁としても、外国人旅行者の増大は、経済効果をはじめ多面的に重大な意義を有するとしながらも、オーバーツーリズム対策をはじめとした様々な課題への対応が不可欠だとしています。湯沢町も観光を取り巻く環境の変化に適応していく必要があります。

観光立国推進基本計画（第5次）（概要）



課題・方向性

- 観光は、**訪日外国人旅行消費額は9.5兆円**（2025年速報）、そしてその**経済波及効果は約19兆円**に及ぶなど、**地域経済や日本経済の発展をリードする戦略産業**※である。また、**国際相互理解の促進**など、**多面的に重要な意義**を有する。
※訪日外国人旅行消費額15兆円を達成した場合、経済波及効果は約30兆円規模と、幅広い産業に裨益することが見込まれる。
- 他方、観光を巡り顕在化している課題として、**混雑・マナー違反等の個別課題への対応**、**特定の都市・地域への集中是正**など、**オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策の強化が不可欠**。加えて、**深刻な人材不足への対応**、**観光の高付加価値化**、**国内交流の拡大**、**災害や国際情勢等の様々なリスクに対する強靱性の確保**などの課題への対応が不可欠。
- そのため、「**観光の持続的な発展**」、「**消費額拡大**」、「**地方誘客促進**」、「**観光と交通・まちづくりとの連携強化**」、「**新技術の活用・本格展開**」を施策の方向性として位置づけ、**地域住民と観光客双方の満足度を向上**させ、**交流人口・関係人口を拡大**するとともに、「住んでよし」「訪れてよし」に加え、「働いてよし」の**観光産業の実現**を推進するための施策を強力に推進。

施策の柱

インバウンドの戦略的な誘客と 住民生活の質の確保との両立

- ・ 局所的・地域的に生じている**混雑・マナー違反等の個別課題への対応**（民泊関係含む）
- ・ **地方誘客を進めるための広域的な体制の整備**
- ・ 地方誘客及び消費拡大に効果の高い**観光コンテンツの充実**
- ・ **地方部への交通ネットワークの機能強化**

計画期間：

令和8～12年度

（2026～2030年度）

国内交流・アウトバウンド拡大

- ・ 休暇の分散・**旅行需要の平準化**
- ・ **関係人口の創出や二地域居住の促進**
- ・ **国内・海外旅行の需要喚起**に向けた機運醸成
- ・ **観光復興に向けた再生支援**

観光地・観光産業の強靱化

- ・ 持続可能性を高めるための**インバウンド市場・観光コンテンツの多様化**
- ・ 観光DX、省力化投資等による**生産性向上**
- ・ 健全な競争環境の整備
- ・ **ユニバーサルツーリズムなど多様なニーズへの対応**

目指すべき
2030年の姿

戦略産業として、日本の魅力・活力を次世代にも持続的に継承・発展させていく観光

出典：観光庁「観光立国推進基本計画」

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku.html

湯沢町の観光の目指す姿と観光課題への対応

湯沢町観光の
目標への取り組み
(観光振興計画)

環境変化に伴う
観光課題への対応
(インバウンド対応、DX化等)

魅力ある観光の町であり続けるためには、
不断の取り組みが必要

誰がどのような役割を担うのか

観光を支える各主体に期待される役割

図 観光振興に関わる主な主体と特徴

観光推進組織 (DMO)

観光振興は、行政、事業者、住民などが連携して取り組む必要のあるものが多い。

その中核的な役割を担い、地域の観光振興のマネジメントを行う。

住民

住民の生活(QOL)と観光振興は密接な関係性があり、住民の理解と協力が不可欠。住民のライフスタイルそのものが魅力であり、観光の対象となる。

行政

法整備や公共施設・公共資源の整備や活用、地域の再開発など、行政でしかできない領域がある。公共性の原則が高い一方で、競争力は低い。さらに観光セクションのみならず、移住政策、農業などの一次産業政策、環境政策、都市政策などとの連携も重要。

事業者

観光振興の主たるプレイヤー。地域の魅力の特徴づける競争力の高い取組を牽引する一方で、公共性や地域全体を俯瞰する取組は苦手。観光事業者のみならず、多様な産業がここに含まれてくる。

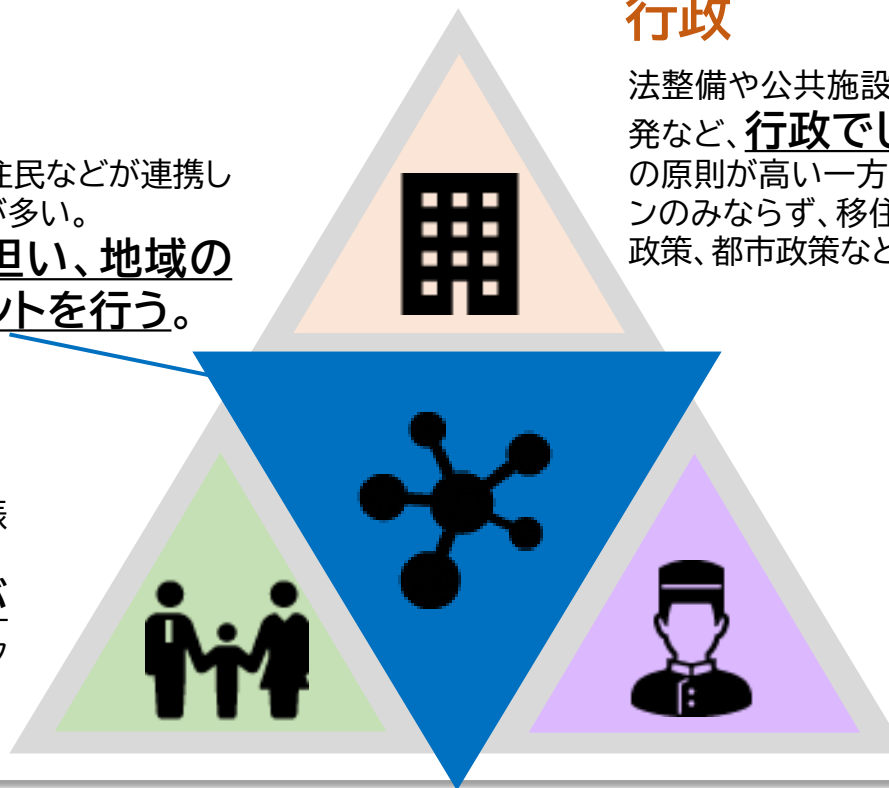


表 観光振興の主な主体

主体名	具体的なイメージ
行政	湯沢町、新潟県、国など
観光推進組織	湯沢町観光まちづくり機構(地域DMO)、雪国観光圏(地域DMO)、各地区観光協会、旅館組合など
観光事業者等	観光事業者(宿泊施設、観光施設、索道事業者、交通事業者、飲食店、土産物店)のほか、関連事業者(湯沢町総合管理公社、商工会、農業従事者、NPO、など)含む。

主たるプレイヤーである事業者だけでなく、行政や観光推進組織(DMO)が果たすべき役割も大きい

湯沢町の財政状況を把握し、適切に財政運営を行うため、令和6年度末に財政運営指針を策定しました。

財政運営指針における現状分析のポイント

Point1

現在は将来世代へ負担を先送りしている状況

町債等の将来負担により、世代間の負担に差が生じている状況。

Point2

近年の湯沢町の財政は、ふるさと納税に大きく依存している

ふるさと納税額が見込みを下回ると、経常的な行政サービスにも支障が出かねない状況。

ふるさと納税を活用しながらも、将来にわたって行政サービスを安定的に維持するために、
毎年の収支の改善することが必要な状況

2025 - 2029

湯沢町財政運営指針

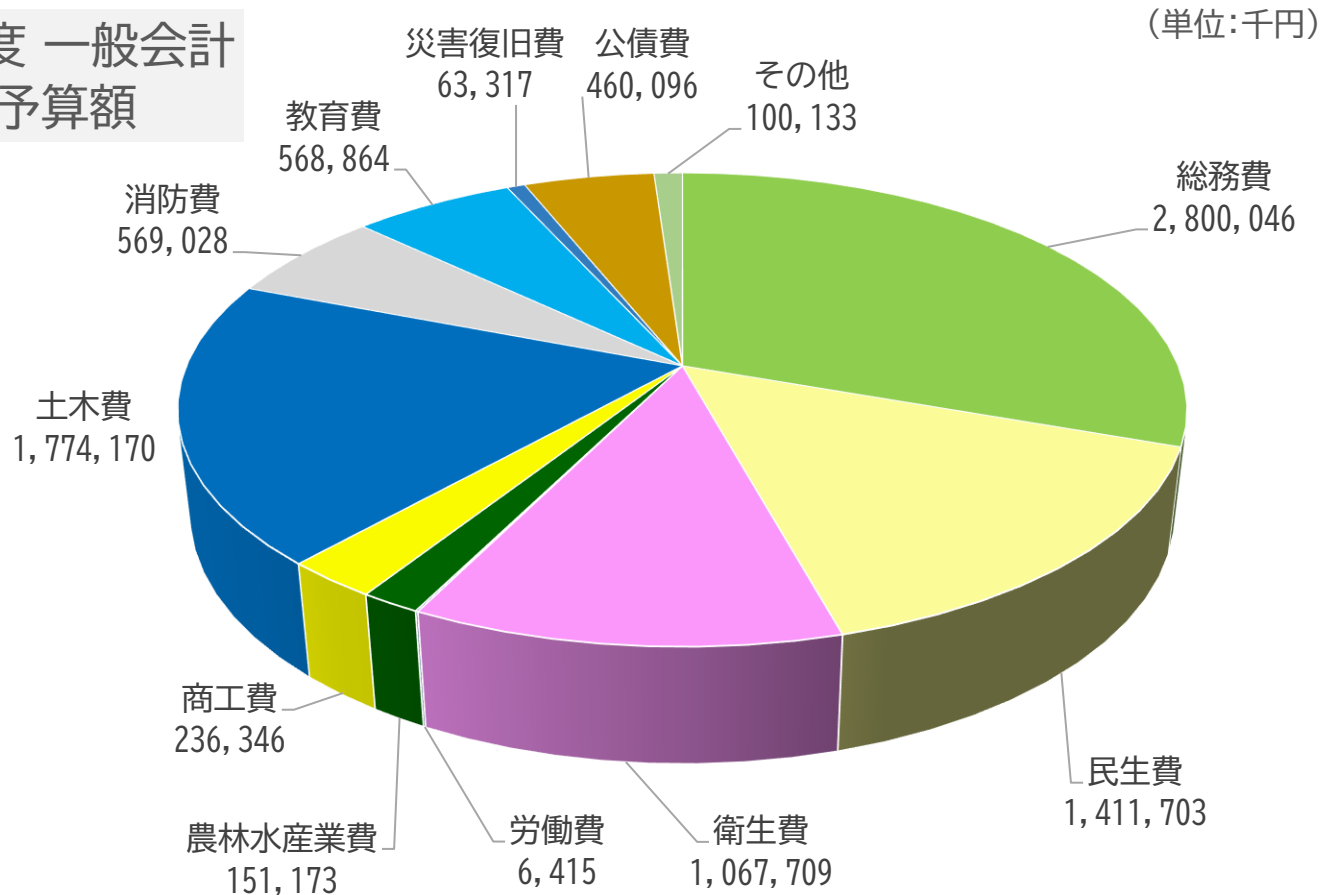
湯沢町 総務課

財政状況を評価し、事務事業や公共施設等の見直しの手順をまとめたもの

観光関連予算をどのように確保するか～R8予算の現状～

令和8年度一般会計当初予算における歳出予算の内訳は以下の通りです。

令和8年度 一般会計 歳出予算額

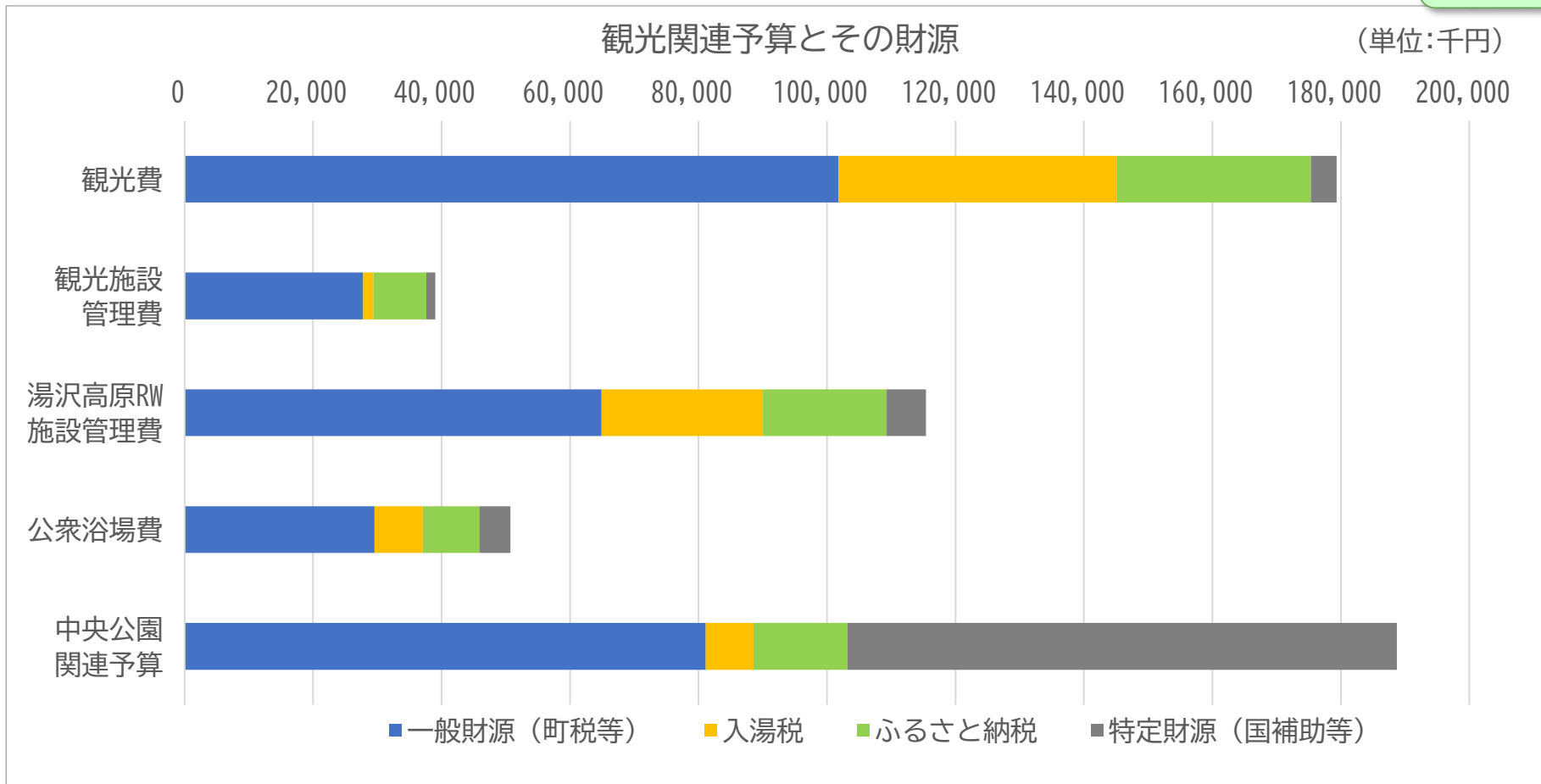


令和8年度当初予算における歳出予算の内訳は上記の通りです。町は行政サービスとして、福祉や保健衛生、環境衛生(ごみ処理等)、労働、農林水産業、商工、土木(インフラの維持、道路除雪等)、消防、教育、町債償還(町の借金の返済)など、様々な事業に財源を配分しなければなりません。**観光関連予算にどの程度の財源を充てるのかについても、これらのあらゆる行政サービスとの間で調整されて決まります。**

観光関連予算をどのように確保するか～R8観光予算～

資料3
参照

令和8年度当初予算における観光関連予算とその財源の内訳は以下の通りです。



上記の通り、観光関連予算の財源として入湯税やふるさと納税が充当※されますが、依然として一般財源(町税等)が大きな割合を占めています。

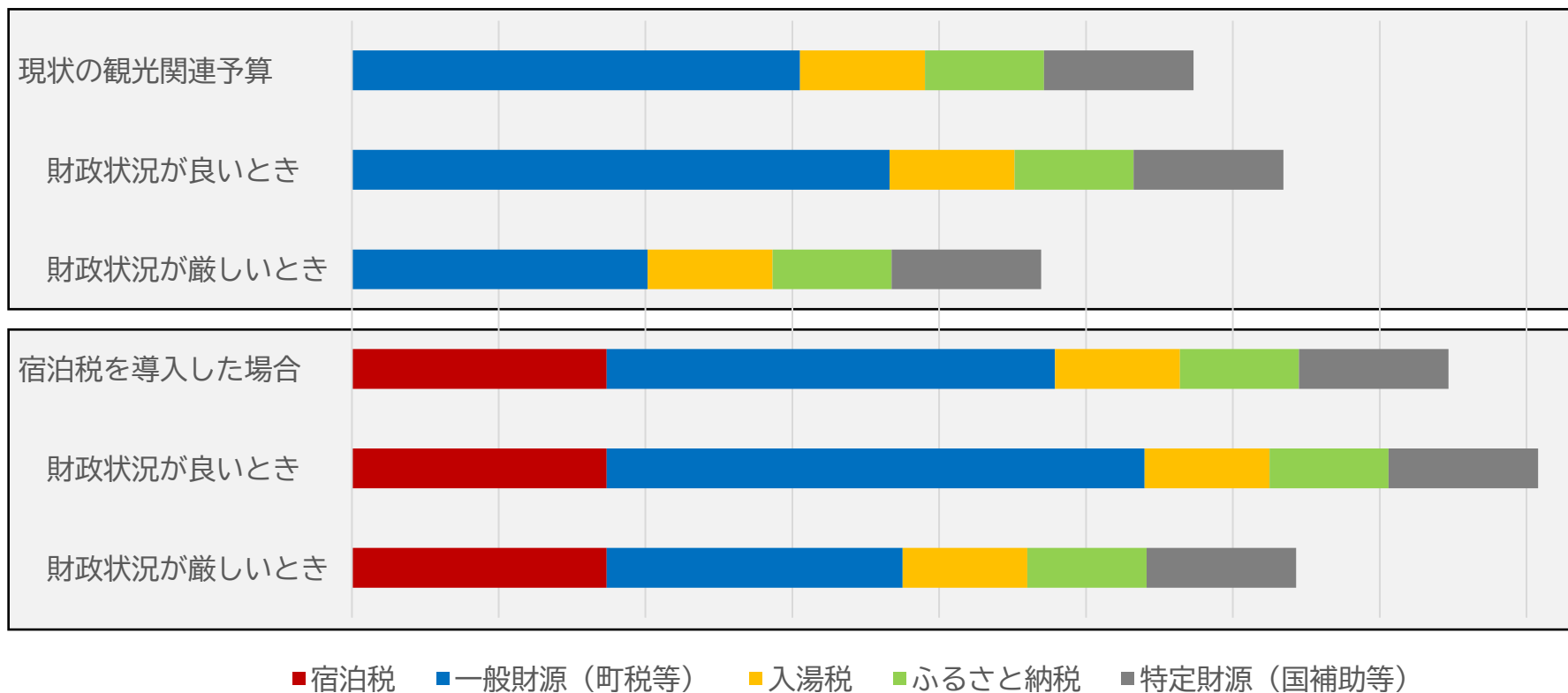
この一般財源(町税等)は、その時々^々の他の行政サービスや財政状況の影響を受けて増減します。

※入湯税及びふるさと納税の充当方法については別途お示しします。

観光関連予算をどのように確保するか～宿泊税を導入した場合～

宿泊税を導入した場合の観光関連予算のイメージは以下の通りです。

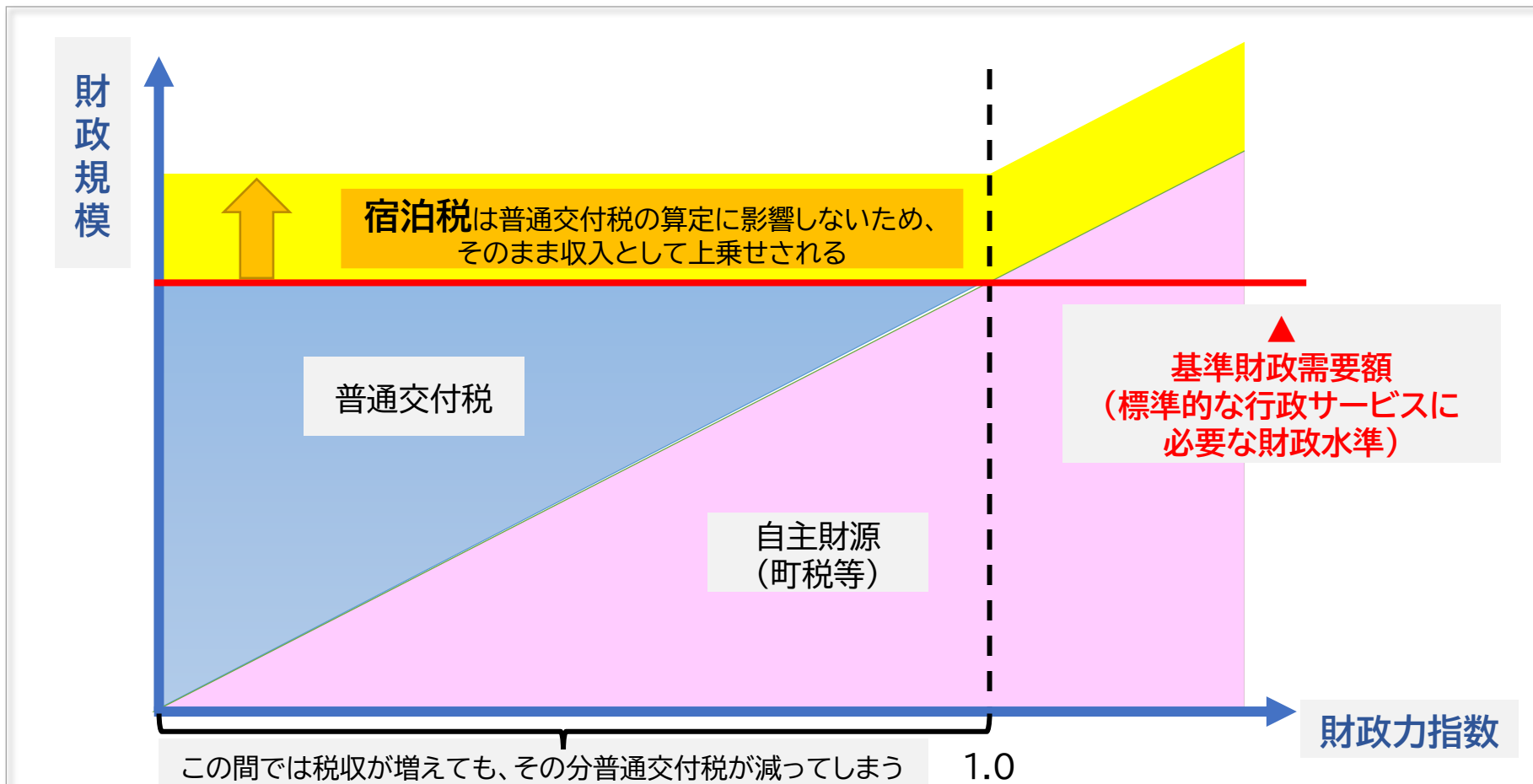
宿泊税を導入した場合の観光関連予算と財政状況の影響



観光関連事業に使える一般財源(町税等)は、その時々他の行政サービスや財政状況の影響を受けて増減します。しかし、宿泊税は観光事業にしか使われないため、他の行政サービスや財政状況の影響を受けることなく、常に観光関連事業を支える財源として確保されます。

観光関連予算をどのように確保するか～宿泊税と交付税～

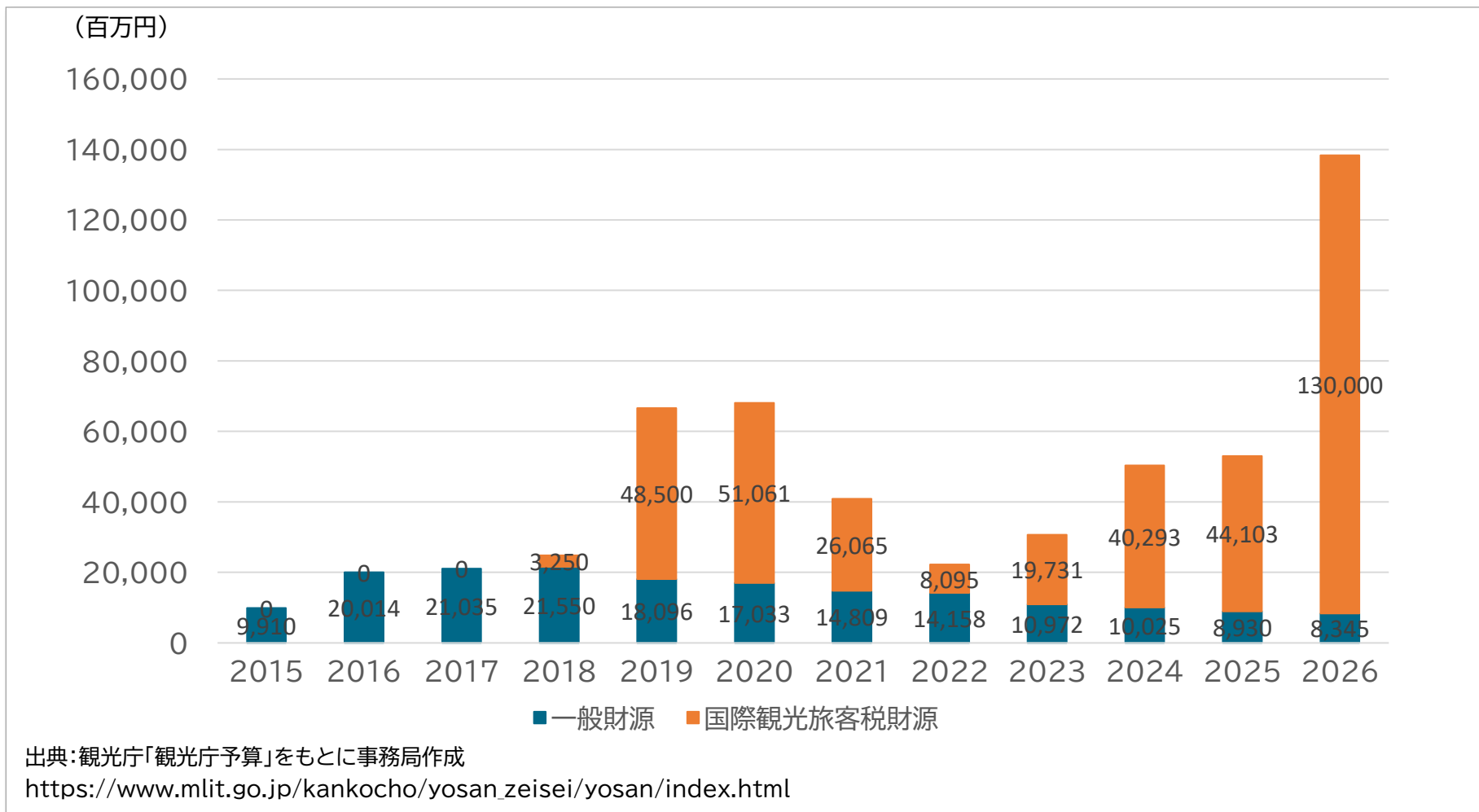
宿泊税は「法定外目的税」であり、ほかの財源と混同されたり、増加分が打ち消されることはありません。



湯沢町の財政力指数が1.0を下回っている限り、通常の税金(町民税、固定資産税等)が増加しても普通交付税が減額されて打ち消されてしまいますが、宿泊税は普通交付税制度から独立した「法定外目的税」であるため、宿泊税が増加しても普通交付税が減額されることはありません。

観光関連予算をどのように確保するか～国の観光予算の動向～

国の観光関連予算(観光庁予算)の推移は以下の通りです。



観光庁予算は大幅に増加していますが、一般財源は減少しています。国の財政が厳しい中であっても、観光庁の予算を増やすことができているのは、「国際観光旅客税」という財源を充当しているためです。

観光関連予算をどのように確保するか～国際観光旅客税とは～

「国際観光旅客税」は、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために創設されました。

納税義務者	船舶又は航空機により出国する旅客	
税率	出国1回につき1,000円 ※ 所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)により、国際観光旅客税の税率は次のように見直されています。	
		税率
	令和8年6月30日までの出国	出国1回につき 1,000円
	令和8年7月1日以後の出国(注)	出国1回につき 3,000円
	(注)令和8年7月1日より前に締結された一定の運送契約による同日以後の出国については、1,000円の税率が適用されます。	
使途に関する基本方針	① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備 ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化 ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上	
旅客税財源を充当する施策の考え方の基本	① 受益と負担の関係から負担者の納得が得られること ② 先進性が高く費用対効果が高い取組であること ③ 地方創生を始めとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること	

出典:国税庁「国際観光旅客税について」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/kansetsu/kanko/index.htm>

出典:内閣官房「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/kankorikkoku/kettei/siryou19.pdf>

観光関連予算をどのように確保するか～新潟県の方針～

新潟県は、観光財源のあり方について、今後速やかに検討を進め、3年を目途に一定の方向性を整理するとしています。令和8年度には「観光財源のあり方検討会」を設置し、検討を始める予定となっています。

<観光財源の検討の流れ>

検討スケジュール(目安)

1 観光振興における課題の明確化

- ・観光関係者の声(観光特化財源を必要とする課題)の把握
- ・地域住民の声(景観整備やオーバーツーリズム等)の把握

2 課題解決に向けた対応方法

- ・対応策の実施主体、関係者の整理 ・役割分担の整理
- ・課題解決の実施方法 ・課題解決への負担規模の整理

3 観光財源のあり方の検討

- ・検討体制
- ・財源としてふさわしい手段の検討
(負担金、寄付金、ふるさと納税、目的税等)

4 目的税とした場合の検討

- ・目的税の仕組みと種類(目的、用途の明確化、制度設計等)
- ・財源導入に向けた事業者の意識把握
- ・納税者(旅行者)と徴収者の理解促進

令和7年度から
把握・整理

関係団体の
合意形成

3年目途

方向性を整理

仕組み整理
各種手続
合意形成等

1年前後

観光関連予算をどのように確保するか～他自治体の動向～

宿泊税を導入する自治体は全国的に急増しており、観光施策を支える財源の一部を宿泊税で確保する動きは、すでに各地で本格的に広がりつつあります。

朝日新聞(2026年4月6日付)は、宿泊税について「**4月1日時点で39自治体が導入済みで、2026年度には16自治体が導入を予定している**」と報じています。

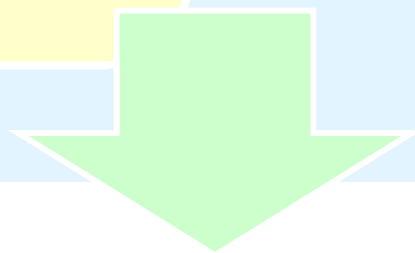
出典:「全国に広がる宿泊税 26年度に急増 訪日客の急増で機運高まり」— 朝日新聞(2026年4月6日付)

導入済み (19自治体)			令和8年度導入 (20自治体)			令和8年度導入予定 (16自治体)		
自治体名	導入日	総務大臣同意	自治体名	導入日	総務大臣同意	自治体名	導入日	総務大臣同意
東京都	H14. 10. 01	H14. 03. 29	北海道	R08. 04. 01	R07. 07. 31	長野県	R08. 06. 01	R07. 11. 11
大阪府	H29. 01. 01	H28. 06. 14	北海道札幌市	R08. 04. 01	R07. 03. 21	長野県松本市	R08. 06. 01	R08. 02. 13
京都府京都市	H30. 10. 01	H30. 02. 09	北海道函館市	R08. 04. 01	R07. 07. 22	長野県軽井沢町	R08. 06. 01	R07. 09. 30
石川県金沢市	H31. 04. 01	H30. 06. 26	北海道小樽市	R08. 04. 01	R07. 03. 21	長野県阿智村	R08. 06. 01	R07. 09. 30
北海道倶知安町	R01. 11. 01	H31. 04. 19	北海道旭川市	R08. 04. 01	R07. 07. 22	長野県白馬村	R08. 06. 01	R07. 09. 30
福岡県	R02. 04. 01	R01. 11. 15	北海道釧路市	R08. 04. 01	R07. 03. 21	長野県野沢温泉村	R08. 06. 01	R08. 02. 13
福岡県福岡市	R02. 04. 01	R01. 11. 15	北海道帯広市	R08. 04. 01	R07. 07. 22	熊本県熊本市	R08. 07. 01	R07. 07. 22
福岡県北九州市	R02. 04. 01	R01. 11. 15	北海道北見市	R08. 04. 01	R07. 03. 21	宮崎県宮崎市	R08. 07. 01	R08. 02. 13
長崎県長崎市	R05. 04. 01	R04. 06. 24	北海道網走市	R08. 04. 01	R07. 03. 21	岩手県盛岡市	R08. 10. 01	R08. 03. 27
北海道二セコ町	R06. 11. 01	R06. 03. 12	北海道富良野市	R08. 04. 01	R07. 07. 22	栃木県那須町	R08. 10. 01	R07. 09. 30
愛知県常滑市	R07. 01. 06	R06. 06. 14	北海道留寿都村	R08. 04. 01	R07. 09. 30	沖縄県	R09. 02. 01	R08. 02. 13
静岡県熱海市	R07. 04. 01	R06. 06. 14	北海道占冠村	R08. 04. 01	R07. 07. 22	沖縄県石垣市	R09. 02. 01	R08. 02. 13
岐阜県高山市	R07. 10. 01	R07. 03. 21	北海道小清水町	R08. 04. 01	R08. 02. 13	沖縄県宮古島市	R09. 02. 01	R08. 02. 13
岐阜県下呂市	R07. 10. 01	R07. 03. 21	北海道洞爺湖町	R08. 04. 01	R08. 02. 13	沖縄県本部町	R09. 02. 01	R08. 02. 13
北海道赤井川村	R07. 11. 01	R06. 08. 06	北海道音更町	R08. 04. 01	R07. 07. 22	沖縄県恩納村	R09. 02. 01	R08. 02. 13
青森県弘前市	R07. 12. 01	R07. 07. 22	北海道新得町	R08. 04. 01	R07. 09. 30	沖縄県北谷町	R09. 02. 01	R08. 02. 13
島根県松江市	R07. 12. 01	R07. 03. 21	神奈川県湯河原町	R08. 04. 01	R07. 09. 30			
宮城県	R08. 01. 13	R07. 03. 21	岐阜県岐阜市	R08. 04. 01	R07. 07. 22			
宮城県仙台市	R08. 01. 13	R07. 03. 21	三重県鳥羽市	R08. 04. 01	R07. 07. 22			
			広島県	R08. 04. 01	R07. 03. 21			

※導入(予定)自治体内訳については
事務局調べ

湯沢町における
観光財源確保の必要性
(内部状況)

国・県・他自治体の
観光財源のあり方の変容
(外部状況)



観光まちづくりを持続可能なものとし、さらに充実させていくためには

宿泊税の導入を検討する必要がある

4. 宿泊税の使途

宿泊税の使途の考え方

湯沢町観光振興計画に基づく使途候補の洗い出し

具体的な使途の選定手続き～宿泊税活用会議と将来的な制度の見直し～

柱となる使途の分類と配分の考え方

本検討委員会に先立ち開催された準備会にて、宿泊税の使途の方向性として二つの観点が示されています。

①事業による恩恵が、個別の事業者ではなく全町に波及できるような視点であること

- ・ 宿泊税は“税”であり、特定の事業者ではなく、地域全体の観光環境を向上させるための財源であるため
- ・ 湯沢町を来訪する観光客全体の満足度を向上させるための取り組みが、町全体の観光を活性化させ、結果的に各事業者にも波及していくため
- ・ 公平性と納得感を確保し、住民・事業者・観光客の理解を得るため

②湯沢町観光振興計画に則ったものであること

- ・ 湯沢町観光振興計画は、「湯沢町が目指す地域像、観光まちづくりの理念を示すもの」であり、その実現が宿泊税導入の本旨であるため
- ・ 計画に示す「基本方針」と「戦略」に基づいた事業を使途とすることで、目標像にむけた計画的・体系的な活用が見込まれるため

準備会の報告内容を事務局が一部補記

宿泊税の使途の考え方 ー先行事例ー

資料4
参照

先行自治体の例

1. 鳥羽市 使途を検討するにあたっての重要なポイント

- ・ 納税者である宿泊者の便益につながるか
- ・ 観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるか
- ・ 鳥羽市民にとってもよい影響、住民満足度の向上につながるか(地域の意志が反映したものになっているか)
- ・ 策定中の第三次鳥羽市観光基本計画の方向性と合致しているか

2. 富士河口湖町 「観光地をマネジメント」する4つの視点

- ・ 持続可能な観光地を形成するためには、「観光地」を「マネジメント」していくという意識が必要。
 - ・ その際には、
 - 来訪者視点:観光客の体験価値の向上・維持
例)・ 観光客に対する魅力ある体験を創出し、ブラッシュアップする
 - ・ 受け入れ環境を整え、来訪者にとっての快適性、利便性、安心感を高める
 - ・ 来訪者の属性や行動、意識などをデータを元に的確に把握し、それに応じた体験を提供することで、満足度や再来訪意向を高める
 - 事業者視点:持続的な観光産業の構築
例)・ 提供されるサービスの多様化、高付加価値化を実現し、観光産業としての持続性を高める
 - ・ サービスの基本となる働き手を確保し、長期的視点を持って育成し定着を図る
 - ・ 現場にAIをはじめとする技術導入を図り、効率性と生産性を向上する
 - 地域社会視点:観光と地域社会の共存・町民生活の向上
例)・ 観光客増加に伴う生活への悪影響を軽減することで、地域住民の観光に対する理解と受容力を向上させる
 - ・ 観光客だけでなく、地域住民も利用できる社会インフラ(交通など)を整備する
 - 環境・文化視点:地域固有の価値の保全・継承
例)・ 観光客にとっての魅力の源泉であり、地域のアイデンティティの核ともなる地域資源(自然、景観、文化、歴史)を保全し、次世代に引き継いでいく
- をバランスよく掛け合わせた取組みを、戦略的に実施することが重要となる。

湯沢町観光振興計画に基づく使途候補の洗い出し

準備会にて、湯沢町観光振興計画の現状と課題を整理し、宿泊税を充当する候補事業の洗い出しを行いました。

資料1参照

【例】

戦略1 湯沢も広域も！オールシーズン楽しめる仕組みづくり

1-3. 町内の各エリアの特徴を活かしたコンテンツづくり

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
エリア協議会単位での支部化した体制づくり	2025-	湯沢町観光まちづくり機構	各エリアのイベントとゆざわマルシェは連携済。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、ヒカリゴケ、鮎、カタクリ、山菜、苗場ボードウォークなどを活かしたコンテンツを開発する。 ・夜桜、雪と桜、雪囲いを発信していく。 ・これらコンテンツを効果的に発信(SNS、PR TIMES、イベントバンクを利用)していく。
中里秋祭り×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
飯土登山祭×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
街道マルシェ×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
ぶらり街めぐり×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	2022-	湯沢町観光まちづくり機構		
各エリアのプロモーション・露出拡大のコンテンツづくり	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		
プレスリリースのサイトを利用したコンテンツづくり	2026-	湯沢町観光まちづくり機構		

▲
宿泊税の使途の候補

湯沢町観光振興計画に基づく使途候補の洗い出し

準備会で洗い出した使途に加え、宿泊税の使途について地域の事業者の方々の意見も取り入れて使途の候補を選定することも考えられます。本委員会の検討内容を地域に方々に共有する中で、様々なご意見を反映させながら、宿泊税の使途の候補(湯沢町観光振興計画に当てはまるものに限る)について議論を深めます。

【イメージ】

戦略1 湯沢も広域も！オールシーズン楽しめる仕組みづくり

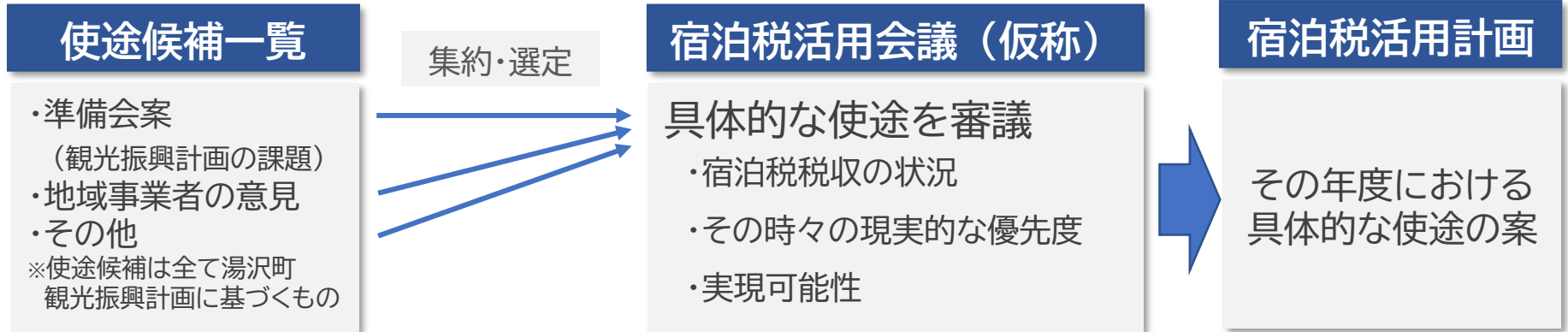
1-3. 町内の各エリアの特徴を活かしたコンテンツづくり

施策	主導者	現状・成果	課題	地域の事業者の意見
エリア協議会単位での支部化した体制づくり	湯沢町観光まちづくり機構	各エリアのイベントとゆざわマルシェは連携済。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタル、ヒカリゴケ、鮎、カタクリ、山菜、苗場ボードウォークなどを活かしたコンテンツを開発する。 ・夜桜、雪と桜、雪囲いを発信していく。 ・これらコンテンツを効果的に発信(SNS、PR TIMES、イベントバンクを利用)していく。 	
中里秋祭り×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	湯沢町観光まちづくり機構			
飯土登山祭×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	湯沢町観光まちづくり機構			
街道マルシェ×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	湯沢町観光まちづくり機構			
ぶらり街めぐり×ゆざわマルシェのコンテンツづくり	湯沢町観光まちづくり機構			
各エリアのプロモーション・露出拡大のコンテンツづくり	湯沢町観光まちづくり機構			
プレスリリースのサイトを利用したコンテンツづくり	湯沢町観光まちづくり機構			

▲
使途の候補について幅広く意見を募り、納得感のある使い道を探る

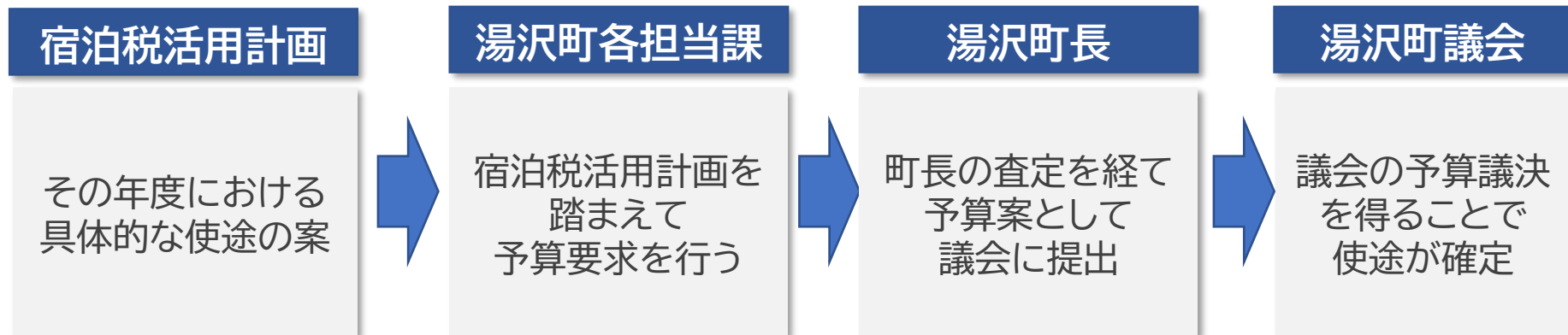
具体的な使途の選定手続き～宿泊税活用会議と将来的な制度の見直し～

湯沢町観光振興計画に則って、準備会が洗い出した使途候補や、地域の事業者から意見のあった使途の候補を一覧化します。その中から、その時々々の宿泊税収の状況や社会情勢に照らして優先度を判断し、具体的かつ実現可能な使途を審議するために「宿泊税活用会議(仮称)」を設置します。



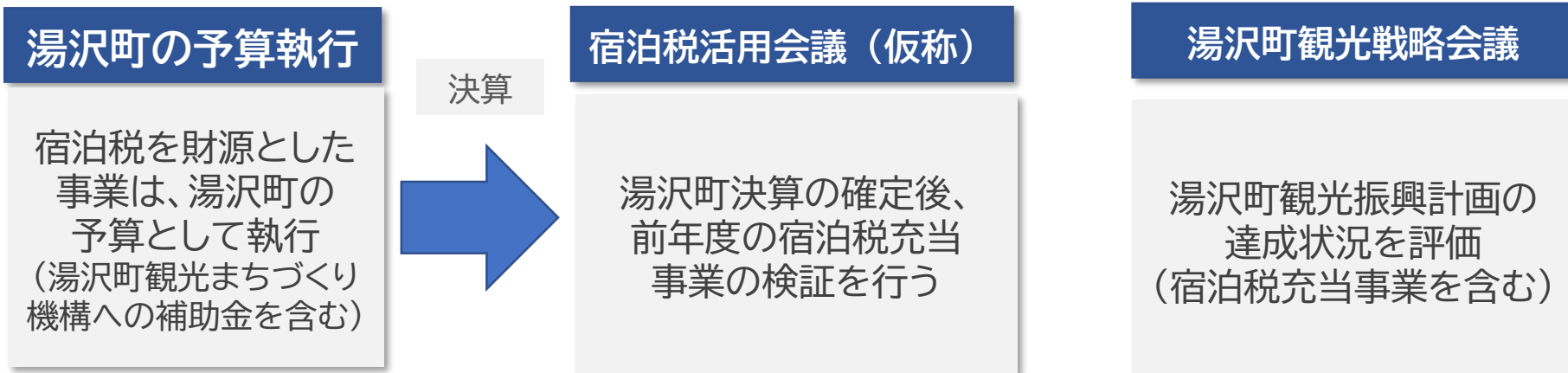
毎年の予算編成においては、宿泊税の使途を「宿泊税活用会議(仮称)」にて審議し、「宿泊税活用計画」を作成します。湯沢町の担当課は、その結果を踏まえて予算要求を行います。

その後は、通常の予算と同様に、町長査定を経て議会に提出され、議会の予算議決を得ることで最終的に予算化されます。これにより、宿泊税の使途が確定されます。



具体的な使途の選定手続き～宿泊税活用会議と将来的な制度の見直し～

予算に基づき事業が執行されたのち、「宿泊税活用会議(仮称)」は宿泊税の充当事業の検証を行います。また「湯沢町観光戦略会議」にて、前年度の宿泊税充当事業の評価を行います。



宿泊税を観光事業に充当することについては、条例等で明文化する必要があります。また、上記「宿泊税活用会議(仮称)」についても、規則等で制度として確立することが求められます。

【先行事例】(白馬村)「白馬村持続可能な観光地経営に関する条例」(抜粋)

(白馬村観光地経営会議)

第10条 村長は、経営ビジョンの策定や進捗管理、**宿泊税の使途を審議するため**、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、**白馬村観光地経営会議(以下「経営会議」という。)**を置く。

2 前項に規定するもののほか、経営会議については、別に条例で定める。

(宿泊税使途の基本方針)

第12条 前条に定める**宿泊税の使途は、第3条の基本理念に則り、経営ビジョンに定める経営戦略の範囲内の事業とし、次の各号に掲げる事項について事業を実施するものとする。**

来訪者の利便性及び満足度向上に資する事業

来訪者のマナー向上並びに滞在中の観光防災及び感染症対策に資する事業

来訪者が訪れることで生じる自然環境や住民生活への負荷を抑えるための事業

課題抽出及び事業の評価指標の設定並びに効果検証に必要な調査及び計画に関する事業

柱となる使途の分類と配分の考え方～“柱”となる分類軸を示した準備会案～

準備会では、宿泊税の使途は「湯沢町観光振興計画に則ったものであること」を前提であるとしながらも、その具体化にあたり、もう一つの“柱”となる分類軸を設け、それぞれに充当上限割合を決める案が示されました。

分類① 湯沢町観光まちづくり機構が行う事業（充当上限割合：●%）

- 例）
- ・みんなが来たくなる観光案内スペース（情報収集・発信基地）の設置（AI活用含む）
 - ・ほたるの里、かたくり、鮎、山菜等を活用したコンテンツづくり

分類② 湯沢町が行うソフト事業（充当上限割合：●%）

- 例）
- ・観光客だけでなく地域住民にも利便性の高い二次交通の再編、維持
 - ・観光防災マニュアルの策定、周知及び食料品等備蓄品の確保

分類③ 湯沢町が行うハード整備事業（充当上限割合：●%）

- 例）
- ・街並み整備、観光関連施設の更新・維持
 - ・歩きたくなる街並みづくり（パーク&ライド）
 - ・大規模事業に向けた基金積立

分類④ 基金への積立（充当上限割合：●%） 下限割合も検討

- 例）
- ・ハード整備に数年を要する事業に向けた積立
 - ・大規模災害、感染症流行時など観光客激減時の事業継続又は誘客促進事業に向けた積立

上記は、徴税経費（徴税に係る人件費、特別徴収義務者報奨金）・広報経費等を除いた実質的な事業充当可能財源について、各分類に対しその年度において充当することができる上限割合を定めるもの。宿泊税が特定の分類に偏って充当されることを避けることが目的であり、各分類の合計が100%になる必要はない。

（準備会からの提案を事務局にて一部加工）

下記は、準備会で示された”柱”となる分類軸と、湯沢町観光振興計画で示された各戦略の関係を示すものです。
【◎】は、観光振興計画にて「主導的に実施する主体」とされたものを記載しておりますが、宿泊税充当事業については、必ずしも主導者によりのみ実施されるものではないことにご留意ください。

図 湯沢町観光振興計画と準備会の示した分類軸の関係

		“柱”となる分類軸				
湯沢町観光振興計画に掲げる戦略		① DMO	② 行政 ソフト	③ 行政 ハード	④ 基金 積立	- 事業 者
戦略1	湯沢町も広域も！オールシーズン楽しめる仕組みづくり					
	1-1.グリーンシーズン、全天候型のプログラムの造成	○	○			◎
	1-2.ガイド組織の構築	◎	○			
	1-3.町内の各エリアの特徴を活かしたコンテンツづくり	◎	○			
	1-4.温泉魅力の掘り起こしと温泉資源のさらなる活用	○	○			◎
	1-5.湯沢町ならではの食・特産品の魅力づくり	◎	○			
	1-6.広域で周遊できる仕組みやコンテンツづくり(広域サイクルルートやトレイル等の活用)	◎	○			
戦略2	世界を見据えた国際競争力の高いスノーリゾートづくり					
	2-1.初めての人や子供、高齢者にやさしい安心安全なスノーリゾートづくり	◎	○			
	2-2.回遊性の向上(ゲートシステムの導入と共通リフト券の導入等)	◎	○			
	2-3.スキーをしない人も楽しめるコンテンツ・空間づくり	○	○			◎
	2-4.上級者が安全に楽しめる仕組みづくり	○	◎			

柱となる用途の分類と配分の考え方～”柱”となる分類軸と観光振興計画～

		“柱”となる分類軸				
湯沢町観光振興計画に掲げる戦略		① DMO	② 行政 ソフト	③ 行政 ハード	④ 基金 積立	- 事業 者
戦略3	居心地の良い景観・街並みの整備					
	3-1.観光客・住民の導線をふまえたランドデザイン(戦略4の内容も含む)の検討	○	◎			
	3-2.施設の適切な維持管理と開発コントロール	○		◎	(◎)	
	3-3.歩きたくなる街並みと滞在したくなる空間の整備	○		◎	(◎)	
	3-4.湯沢町ならではの風景を楽しめる視点場の整備	○		◎	(◎)	
	3-5.戦略的な植物の植樹と整備	○		◎		
戦略4	利用者目線での受け入れ環境整備					
	4-1.シーズンごとの利便性を考慮した、観光客と住民が利用できる二次交通の整備	○	◎			
	4-2.インフォメーション機能の充実	◎	○			
	4-3.玄関口となる越後湯沢駅の耐震化と機能向上	○	○		(◎)	◎
	4-4.Wi-Fi整備、キャッシュレス決済等の推進	○	◎			
	4-5.観光案内サイン、登山道、駐車場、トイレ等の適切な整備・管理	○		◎		
	4-6.多様な利用者を想定した受け入れ環境の整備	○	◎			
戦略5	町内外が一体となっておこなう自然環境の保全					
	5-1.環境負荷の少ない観光地づくり	◎	○			
	5-2.地域内外が一体となって取組める自然環境保全の仕組みづくり	◎	○			

柱となる用途の分類と配分の考え方～”柱”となる分類軸と観光振興計画～

		“柱”となる分類軸				
湯沢町観光振興計画に掲げる戦略		① DMO	② 行政 ソフト	③ 行政 ハード	④ 基金 積立	- 事業 者
戦略6	観光産業の構造改革・生産性の向上					
	6-1. 宿泊産業活性化	○	○			◎
	6-2. DX(デジタルトランスフォーメーション)などを意識した観光関連産業の生産性向上	○	○			◎
	6-3. 農業、製造業、商業等を含めた湯沢町の観光に関わる全ての人の連携体制の強化	◎	○			
	6-4. 人材確保・人材育成の仕組みづくり	◎	○			
戦略7	“戦略的な”情報発信と内外プロモーションの実施					
	7-1. 利用者目線の情報発信と費用対効果を意識したプロモーションの戦略的实施(外部機関や県等との連携等)	◎	○			
	7-2. 地域内へのわかりやすい情報共有(インナープロモーション)	◎	○			
戦略8	効果的な観光振興を進める上での基盤整備					
	8-1. 観光関連組織の再編と事務局機能の強化	◎	○			
	8-2. 観光統計の整備とマーケティングの実施	○	◎			
	8-3. 新たな観光財源導入の検討	○	◎			
	8-4. 自然災害、感染症等による多様なリスクへの対応	◎	○		(◎)	

5. 宿泊税制度設計の骨子

税制度を検討するにあたってのポイント(視点)

宿泊税制度の骨子 ~制度設計のポイントを踏まえて~

事業者の負担軽減の考え方 ~システム導入支援や特別徴収義務者報奨金~

公正公平な制度運用 ~罰則規定や財源管理について~

税制度を検討するにあたってのポイント(視点)

鳥羽市「課税制度導入の基本的方針」

- ◆ 宿泊者への課税内容が明確であるか。宿泊者が、課税内容を即時に把握し、納得を得られる方式であるか。
- ◆ 事業者への事務負担が軽減されているか。申告事務等が煩雑とならず、簡易な方式であるか。公平な事務負担が実現するか。
- ◆ 導入目的を安定的・継続的に達成されるか。事業を推進するために、安定的かつ継続的に運営する方式であるか。

富士河口湖町「課税制度検討にあたってのポイント」

- ◆ 宿泊者への課税内容が明確であるか。宿泊者が、課税内容を即時に把握し、納得を得られる方式であるか。
- ◆ 事業者への事務負担が軽減されているか。申告事務等が煩雑とならず、簡易な方式であるか。公平な事務負担が実現するか。
- ◆ 導入目的を安定的・継続的に達成されるか。事業を推進するために、安定的かつ継続的に運営する方式であるか。
- ◆ 公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと。

法定外目的税の新設に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について(平成15年11月11日付総税企第179号)



先行事例では同様の趣旨のポイントを設定していることから、湯沢町もその内容にならい、検討におけるポイントとしたい。

- ◆ 宿泊者への課税内容が明確であるか。
宿泊者が、課税内容を即時に把握し、納得を得られる方式であるか。
- ◆ 事業者への事務負担が軽減されているか。
申告事務等が煩雑とならず、簡易な方式であるか。公平な事務負担が実現するか。
- ◆ 導入目的を安定的・継続的に達成されるか。
事業を推進するために、安定的かつ継続的に運営する方式であるか。

- ◆ 公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと。

法定外目的税の新設に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について(平成15年11月11日付総税企第179号)

宿泊税制度の骨子(課税客体、課税標準、納税義務者、徴収方法、特別徴収義務者)

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(1)課税客体	税金がかかる対象となる者や行為	湯沢町内に所在する以下の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
(2)課税標準	課税金額を算出する際に基礎となる数値	(定額制・段階的定額制の場合)上記施設における宿泊数 (定率制の場合)上記施設における宿泊料金
(3)納税義務者	法律に基づいて税金を納める義務を負う者	上記施設における宿泊者
(4)徴収方法	普通徴収と特別徴収の方法がある	特別徴収
(5)特別徴収義務者		宿泊施設の経営者 宿泊税の徴収について便宜を有する者

上記5項目に関しては、多くの先行事例において制度上の違いはほぼ見られず、湯沢町においても特段に配慮すべき事情はないと考えられる。

※湯沢町における(案)については、準備会からのたたき台をもとに、事務局にて加筆修正したものを提案するもの。

宿泊税制度の骨子(税額・税率)

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(6)税額・税率	定額制、段階的定額制、定率制が想定される	定率制が望ましいが、特別徴収義務者の負担等を鑑み、導入段階では定額制もしくは段階的定額制とする

定額制

- (事業者の負担) 課税額が一律のため、容易に算出が可能であることから、定率制と比べると、導入時の事業者の負担の程度は低い
- (観光客の負担) 負担額が一定のため、応分負担の面で劣る
- (税収入額) 課税額が一律なので、宿泊客数の増減が、そのまま税収の増減に反映される

段階的定額制

定率制

- (事業者の負担) 宿泊料金を算出したうえで個別の課税額の算出が必要となる。定額制と比べると、導入時の事業者の負担が一定程度存在する
- (観光客の負担) 宿泊料金に応じた負担となる
- (税収入額) 宿泊料金により課税額が変わるため、宿泊料金が上昇と連動して税収も増える

宿泊税制度の骨子(税額・税率 — 各方式の特徴比較 —)

		定額制	段階的定額制	定率制
税収入額		・宿泊単価の上昇は、あまり税収に影響しない。	・ <u>宿泊単価の上昇が、税収に一定程度影響を与える。</u>	・ <u>宿泊単価が上昇すれば、税収も増加する。</u>
「観光客」の負担		・安価な宿泊費に対しては、負担が大きくなる傾向がある。 ・質(単価、季節性)が変更となっても負担額は同一。	・一定額以上の単価に合わせて、税額が増加するため、高額宿泊者に相応の負担が生じる。	・ <u>宿泊単価に対応した税額。</u> ・ <u>質(単価、季節性)に応じた税額。</u>
「事業者」の負担	徴収の時期	・ <u>決済時やチェックアウト時でも徴収可能。</u>	・宿泊料金確定時に、徴収が可能。	・宿泊料金確定時に、徴収が可能。
	課税額の算出	・ <u>課税額が一律のため、容易に算出可能となる。(食事代やサービス料等の算出が不要)</u>	・課税額が一律でないため、宿泊料金や価格帯別の宿泊人数の算出が必要となる。(食事代やサービス料等が含まれている場合、宿泊料金の算出を要する)	・課税額が一律でないため、宿泊料金の算出が必要となる。(食事代やサービス料等が含まれている場合、宿泊料金の算出を要する)
	オフ期対策	・価格調整による需給バランスの確立を阻害する。(繁忙期に宿泊料金が上昇しても、影響しない)	・ <u>価格調整による需給バランスの確立を一定程度阻害しない。(繁忙期に宿泊額が上昇した場合、宿泊者の税負担が増加する)</u>	・ <u>価格調整による需給バランスの確立を阻害しない。(繁忙期に宿泊額が上昇した場合、宿泊者の税負担が比例して増加する)</u>
先行自治体		・ <u>先行自治体での採用事例が多い。</u>	・ <u>先行自治体での採用事例が多い。</u>	・先行自治体での採用事例はまだ少数
社会・経済状況への対応		・インフレやデフレなどに対応できない。(宿泊料金が2倍以上になるような大幅なインフレが生じてても、税収は増加しない)	・ <u>経済状況に一定程度適応できる。(宿泊料金が2倍以上になるような大幅なインフレの場合、税収は増加する)</u>	・ <u>経済状況に適応できる。(宿泊料金が2倍以上になるような大幅なインフレが生じた場合、税収は増加する)</u>

宿泊税制度の骨子(税額・税率 — 先行自治体の設定内容 —)

【定額制】

小樽市	帯広市	弘前市	盛岡市	仙台市※1	松本市※2	阿智村※3	岐阜市	熱海市	常滑市
200円	200円	200円	200円	200円	150円	200円	200円	200円	200円
鳥羽市	松江市	北九州市※4	熊本市	宮崎市	※1 県税100円が加算 ※2 制度開始3年間は100円、県税が150円(税度開始3年間は100円)が加算 ※3 県税が150円(税度開始3年間は100円)が加算 ※4 県税50円が加算				
200円	200円	150円	200円	200円					

【段階的定額制】

那須町	京都市	軽井沢町※4	白馬村※5		
1万円未満100円 1万円以上2万円未満300円 2万円以上3万円未満500円 3万円以上5万円未満800円 5万円以上10万円未満1,500円 10万円以上 3,000円	6千円未満200円 6千円以上2万円未満400円 2万円以上5万円未満1,000円 5万円以上10万円未満4,000円 10万円以上10,000円	・6千円以上1万円未満 150円 ・1万円以上10万円未満 200円 ・10万円以上 650円	6千円以上2万円未満 150円 2万円以上5万円未満 350円 5万円以上10万円未満 850円 10万円以上 1,850円		
下呂市	湯河原町	金沢市	高山市	福岡市※6	長崎市
5千円未満100円 5千円以上 200円	5万円未満 300円 5万円以上 500円	2万円未満 200円 2万円以上 500円	1万円未満100円 1万円以上3万円未満 200円 3万円以上300円	2万円未満 150円 2万円以上 450円	1万円未満100円 1万円以上2万円未満 200円 2万円以上 500円

※4 制度開始3年間は100円/150円/600円、県税が150円(税度開始3年間は100円)が加算

※5 制度開始3年間は100円/300円/800円/1,800円、県税が150円(税度開始3年間は100円)が加算 ※6 県税50円が加算

【定率制】

二セコ町※7	倶知安町※8	野沢温泉村	石垣市	宮古島市
3%	3%	5%	1.2% (税額1,200円を上限とする。)	1.2% (税額1,200円を上限とする。)

※7 道税分を含む ※8 道税分を含む ※9 制度開始3年間は3.5%、県税分を含む

宿泊税制度の骨子(課税免除・免税点)

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(7)課税免除	公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	(1) 小学生以下の者 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校のうち中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育活動の一環として実施する修学旅行その他の学校行事に参加し、宿泊する者 (3) 災害被災者及び災害復興支援活動等に参加した者で、町長が認める者 (4) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

簡素で分かりやすい課税の観点から、入湯税に準じる。「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととする。

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(8)免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度	設けない。

宿泊客が受ける行政サービスは、宿泊料金による差異が生じないと考えられることから、課税の公平性の観点から、設けない。

【参考】想定される税収額(試算)

令和6年度宿泊客数(108万5,200人)をベースにシミュレーションした参考数値

※以下の計算式では宿泊客数の2割程度を課税免除と想定し、母数より控除する。
 $108万5,200人 \times 80\% = 約86万8,100人$

Case1 定額制(多くの先行事例を参考に200円)

$86万8,100人 \times 200円 = 1億7,362万円$

Case2 段階的定額制(金沢市を参考に宿泊料金2万円未満は200円かつ2万円以上は500円)

86万8,100人のうち宿泊料金2万円未満の宿泊客数を420,100人、2万円以上を448,000人と想定

(1) $420,100人 \times 200円 = 8,402万円$

(2) $448,000人 \times 500円 = 2億2,400万円 \rightarrow (1) + (2) = 3億802万円$

Case3 定率制(倶知安町を参考に3%)

平均宿泊料金を1万5,000円と想定

$86万8,100人 \times 1万5,000円 \times 3\% = 3億9,064万円$

事業者の負担軽減の考え方(特別徴収義務者報奨金)

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(9)特別徴収義務者 報奨金	特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として設定する	・納付額の2.5 - 4.0%(ただし3年経過後は2.0 - 3.5%) ・電子申告は0.5%加算

以降に先行事例を示す。課税開始数年間は特例で加算する方法が多数。

事業者の負担軽減の考え方(特別徴収義務者報奨金)

【先行事例】

小樽市 2.5% ※当初5年間は1.0%を加算	帯広市 2.5% ※当初5年間は1.0%を加算	二セコ町 5.0%	倶知安町 2.5% ※制度変更(R8)から5年間は1.0%を加算	弘前市 3.5%	盛岡市 2.5% ※制度開始から5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算
仙台市 2.5% ※課税開始から5年間は0.5%加算と納期内納入月数×1,000円、電子申告した場合は、更に0.5%を加算	那須町 3.0% ※導入後5年間は0.5%上乗せ	湯河原町 3.0%	金沢市 2.5% ※令和11年3月までは0.5%を加算 ※上限額: 交付時期ごとに1施設当たり50万円	松本市 2.5% ※制度開始から5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%加算	軽井沢町 2.5% ※制度開始から5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%加算
阿智村 2.5% ※制度開始から5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%加算	白馬村 2.5% ※制度開始から5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%加算	野沢温泉村 2.5% ※制度開始から5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%加算	岐阜市 2.5%	高山市 3.0%	下呂市 3.0%
熱海市 2.5% ※導入から5年間は0.5%を加算	常滑市 2.5%	鳥羽市 2.5%	京都市 3.0% ※令和7年度から令和11年度までは3.5%	松江市 2.5% ※令和10年12月までの期間は0.5%加算	北九州市 2.5% ※当初5年間は0.5%を加算
福岡市 2.5%	長崎市 2.5% ※交付限度額: 1宿泊施設につき50万円	熊本市 4.0% ※施行後5年間は0.5%加算	宮崎市 2.5% ※電子申告した場合は1.0%を加算	石垣市 2.5% ※施行当初から5年間は0.5%を加算	北九州市 2.5% ※施行当初から5年間は0.5%を加算

事業者の負担軽減の考え方(システム導入(改修)費用の支援)

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(10)特別徴収義務者の負担軽減		<ul style="list-style-type: none"> ・ 税導入に係るシステム導入(改修)費用に対して所要額を支援 ・ 税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の配布 ・ 申告納入をつき月1回から3か月の1回とする特例を設定

税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、湯沢町においても先行事例等を参考にしながら、システム導入(改修)費用の支援を行う。

事業者の負担軽減の考え方(システム導入(改修)費用の支援・先行事例)

宿泊税システム整備費補助金(鳥羽市)	
制度概要	宿泊税導入に伴う事務負担の軽減と円滑な徴収を図ることを目的に、レジシステムの新規購入及び改修、ハードウェア等の新規導入に必要な経費を補助します
補助対象経費	宿泊税導入に伴って発生する、以下に要する経費のうち令和8年2月末まで支出したものを対象とします <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなレジシステムの構築 ・ 既存のレジシステムの改修 ・ ハードウェア等(パソコン・タブレット)新規導入(eLTAXなどの電子申告等を実施する場合)
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国などの他の補助金の交付対象となっている整備に要した経費 ・ システムの構築及び改修に直接要していない経費 ・ クラウド等の月額、年間使用料や保守に要する経費 ・ 交付決定前に開始した事業の経費 ・ 個人売買やインターネットオークション等、納品書や領収書等の書類が発行されない取引に要した経費
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率:10分の10 ・ 補助上限額: <ul style="list-style-type: none"> ・ レジシステム構築及び改修 50万円 ・ ハードウェア等新規導入 (eLTAXなどの電子申告等を実施する場合)20万円 ※レジシステムとハードウェア等の併用不可。

白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金	
制度概要	宿泊事業者が行う宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修に係る経費を補助
補助対象経費	宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システム(レジシステム及びホテル管理システムなど)の改修に係る経費(例)課税免除となる宿泊(学校の教育活動等)を判別する機能の追加、宿泊税の免税点を宿泊者ごとに判定し、宿泊税額を算定する機能の追加、宿泊税の申告に必要な帳票等を作成し、出力する機能(宿泊納入申告書、月計表など)の追加、帳簿、書類の備付け・保存に必要な機能(電磁的記録による備付け、保存を含む)の追加 など
対象外経費	補助対象経費に該当する場合でも、次に該当する場合は、補助対象とならない <ul style="list-style-type: none"> ・ レジシステム及びホテル管理システム(PMS)等の改修に該当しない経費 ・ 宿泊税の導入に伴い最低限必要な各種システムの改修と認められない経費 ・ 当該システムの改修に直接関係のない経費 ・ 対外的に無償で提供されているもの など
補助金額	定額 補助率 10/10以内 補助上限額 補助上限なし

事業者の負担軽減の考え方(システム導入(改修)費用の支援・先行事例)

野沢温泉村宿泊税に係るシステム改修事業補助金

制度概要	村内の宿泊事業者が行う宿泊税に対応するための既存システムの改修に要する経費に対し、予算の範囲内で野沢温泉村宿泊税に係るシステム改修事業補助金を交付する
補助対象経費	宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修に係る経費 (例)課税免除となる宿泊(学校の教育活動等)を判別する機能の追加、宿泊税の免税点を宿泊者ごとに判定し、宿泊税額を算定する機能の追加、宿泊税の申告に必要な帳票等を作成し、出力する機能(宿泊納入申告書、月計表など)の追加、帳簿、書類の備付け・保存に必要な機能(電磁的記録による備付け、保存を含む)の追加 など
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・レジシステム及びホテル管理システム(PMS)等の改修に該当しない経費(新規導入は対象外) ・宿泊税導入に伴い必要な各種システムの改修と認められない経費 ・システム改修に直接関係ない経費 ・その他、本事業の趣旨・目的から不相当であると判断するもの
補助金額	補助率10/10以内 補助上限額(なし:村長が必要と認める額)

仙台市宿泊税レジシステム改修補助金

制度概要	宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築等に必要な経費を補助します。
補助対象経費	・既存のレジシステムの改修 ・新たなレジシステムの構築 ・ハードウェア及びソフトウェアの購入
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・他の補助金の交付対象となっている整備に要した経費 ・システムの改修に直接要していない経費 ・クラウド等の月額・年間使用料や保守料 ・公租公課(消費税及び地方消費税)
補助金額	標準補助上限額 150万円 補助率 10分の10 150万円を超える申請については、事前に整備内容について協議を行った上で、必要と認められる場合にのみ交付。

公正公平な制度運用(罰則規定・財源管理)

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(11)罰則規定		<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料

先行事例でも、宿泊税条例の条項において2項目もしくは3項目を設定している場合が多く、湯沢町でもそれにならう形が良いと考える。

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(12)財源管理		湯沢町宿泊税基金を設置し管理する

先行事例でも採用されている宿泊税基金条例を制定し、観光振興に要する費用の管理を行う。

【先行事例1】(湯河原町)「湯河原町宿泊税基金条例」(抜粋)

(設置)

第2条 観光資源の魅力向上及び情報発信並びに旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、湯河原町宿泊税基金を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、湯河原町宿泊税条例(令和7年湯河原町条例第16号)の規定に基づく宿泊税の収入のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

【先行事例2】(軽井沢町)「軽井沢町宿泊税基金条例」(抜粋)

(設置)

第1条 国際親善文化観光都市及び滞在型保養地としての魅力を高め、及び来訪者の受入れ環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、軽井沢町宿泊税基金を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、軽井沢町宿泊税条例の規定に基づき町に納入された宿泊税額に相当する額の範囲内とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

公正公平な制度運用(無許可・無届営業の補足と指導強化)

先行事例を参考に無許可・無届営業の補足と指導強化を図ることとする。

(白馬村の例)

令和8年6月から導入する宿泊税制度は、旅館業法及び住宅宿泊事業法と密接に関係しており、税制度の運用に当たっては両法の適正な運用が前提となります。

旅館業法では、旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業)を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(第3条)と規定されています。また、住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、住宅宿泊事業を営むことができる(第3条)と規定されています。

白馬村内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設では、すべての経営者が旅館業法に規定する許可又は住宅宿泊事業法に規定する届出を済ませているはずですが、公正な徴収、制度の適正運用及び信頼性の確保のためには、無許可・無届営業の捕捉と指導強化が必要であると認識しています。

そこで、白馬村では、長野県と連携して以下の取組みを実施しますので、村内で旅館業等を経営される皆さまにお知らせするとともに、調査等へのご協力をお願いします。

1. 営業施設の調査

白馬村内に所在するすべての宿泊施設について、施設の営業許可に関する情報、施設に関する情報等を調査します。これらの情報は、特別徴収義務者の登録又は特定宿泊施設に該当することの申出により把握することができますが、提出がない施設には調査員を派遣して、現地調査を行います。

2. 通報窓口の設置

無許可・無届営業の捕捉には、地域で旅館業等を経営される皆さまからの通報も有力な情報源となります。白馬村と長野県では次のとおり通報窓口を設置しますので、疑われる事例があればお知らせください。なお、通報者に不利益が生じないように情報は慎重に取り扱います。

○ 白馬村役場 観光課 電話番号:0261-85-0722(直通)

○ 長野県大町保健所 食品・生活衛生課 電話番号:0261-23-6528(直通)

3. 指導の強化

調査又は通報により無許可・無届営業が疑われる施設に対しては、長野県大町保健所による指導を行い、適法な旅館業経営へ誘導します。

なお、旅館業法及び住宅宿泊事業法違反となるケースに対しては、罰則適用を含め厳正に対処することとします。

1.宿泊税の使途(案)の方向性・考え方の妥当性について

次回、改めて宿泊税の使途に対する考え方についてご意見をお伺いしたい。

2.宿泊税の使途の候補について(町内宿泊事業者からの意見集約)

- ・本検討委員会より、町HPを通じて宿泊税の使途について意見を募集してよいか
- ・本検討委員会より、湯沢町観光まちづくり機構を通じた会員宿泊事業者への意見集約を依頼してよいか

3.宿泊税の制度設計(案)の妥当性について

次回、宿泊税の制度設計についてのご意見をお伺いしたい(税率や課税免除の考え方や、その具体的な案など)。

4.その他委員からの意見について

第1回の検討委員会で各委員から出た意見等について、次回改めて見解を伺いたい。